健康カレンダー

問合せ　健康センター　TEL72-７１７６

3月10日～4月9日

日曜	行事	時間	会場
3月			
10 月	育児相談	受付9:00～11:30	健康センター
11 火	乳児健診(6～7か月児)	受付13:05～13:30	〃
12 水	1歳6～7か月児健診	受付13:05～13:30	〃
13 木	子育てサロン	10:00～11:40	〃
14 金	2歳児歯科健診・子育て講座	受付12:45～12:55	〃
17 月	母子健康手帳交付(第2子以降)	受付9:00～11:30	〃
	健康クッキング教室	9:30～13:00	〃
19 水	成人歯科ブラッシング相談	受付9:00～11:00	〃
24 月	初妊婦講座	受付9:20～ 11:30終了	〃
26 水	成人歯科ブラッシング相談	受付9:00～11:00	〃
4月			
2 水	成人歯科ブラッシング相談	受付9:00～11:00	健康センター
7 月	母子健康手帳交付(第2子以降) 育児相談	受付9:00～11:30	〃
9 水	成人歯科ブラッシング相談	受付9:00～11:00	〃

消費生活メモ

消費生活相談室　TEL72-1111 内線329

消費者か事業者か？

▼契約は、個人の自由な意思に基づいてなされるべきという「契約自由の原則」がありますが、私たち消費者と事業者の間には情報の量や質、交渉力に大きな格差がありトラブルが起こりやすいため、この双方が対等な立場で契約することができるよう消費者契約法が定められています。

▼この消費者契約法は、事業者間や消費者同士の契約には適用されないため、悪質な業者は消費者の個人名の代わりに『屋号』等を使い、事業者間で交わした契約のように装います。内職商法、マルチ商法、リースなどの契約で使用されることが多いようです。

万一、屋号等で契約をしても、購入商品や役務の利用目的（営業用か個人用か）、購入者の知識と経験、店舗の有無等により法の適用を受けられることがあります。しかし、多くの事例では解決が困難となっているため、契約者に個人名を使用させない業者には注意が必要です。

▼現代の社会生活は、基本的に契約を通して行われます。契約の基本的なルールを正しく知り、使いこなせることは、安定した安心できる社会生活を営む上でとても重要なことです。

契約を交わす際は、業者の言いなりにせずに専門機関や第三者、相談室等に相談してください。

人のうごき

平成20年２月１日現在

男性 11,492人（−19）

女性 13,448人（−16）

合計 24,940人（−35）

世帯 11,168世帯（−16）

（　）内は前月との比較

おくやみ

ご冥福をお祈りいたします。

氏名	年齢	住所
宮下　チエ	86	平田町
永留　幹雄	87	別府東町
久保　耕二	58	まかや町
安永　ヨシ子	91	高見町
原口　和子	67	駒水町
西村　節良	93	旭町
森　育郎	93	中町
山崎　勝男	62	まかや町
中原　ワカエ	96	国見町
酒匂　チミ	81	中央町
俵積田　ハルノ	78	別府西町
宮内　ナシ	95	立神北町
山口　サツ	82	桜東町
森　タス	79	港町
宮路　シゾエ	91	中央町
岩川　キヨ	85	新町
松野下　一人	74	東本町
藤田　タカ	77	桜山上町
松崎　幸子	78	明和町
松野下　正	82	山手町
神門　白次	80	田布川町
松野下　サキ	82	新町
山崎　廣志	61	桜山町
中村　サカエ	100	岩崎町
神園　作郎	72	山手町
久木田　エミ	98	園見本町
有園　サナ	95	田布川町
田野尻　孝志	77	岩戸町

うぶごえ・おくやみ

うぶごえ

健やかな成長をお祈りいたします。

1月16日～2月15日届出分

氏名	保護者	住所
迫田　斗羽（とわ）	誠	岩戸町
馬場　銀士朗（ぎんじろう）	正美	緑町
茶屋　愛琉（あいる）	純平	泉町
米満　稔（みのる）	政彦	緑町
久保　涼真（りょうま）	年生	中町
板元　愛恋（あれん）	真作	板敷本町
下山　月奈（るな）	和也	下松町
安藤　善太郎（ぜんたろう）	昭人	桜山上町
上木原　瑛知（えいち）	健二	白沢西町

※掲載希望のあった方のみ掲載しています。（敬称略）

国民年金

★ねんきんダイヤル
（年金被保険者）
TEL０５７０-05-1165
（年金を受給している方）
TEL０５７０-07-1165

問合せ　市民健康課国民年金係 TEL72-1111 内線145

安心とともに暮らしを支える、国民年金

■国民年金保険料が変わります

今年４月分から月々の保険料が１４，４１０円となります。保険料のお支払い方法によって、お得な割引料金も設定されています。
年金を支える力と給付のバランスをとるために保険料の段階的な引き上げを行っています。皆様のご理解をお願いいたします。

■将来的に、国庫負担が1/3から1/2へ

基礎年金額の１／３（将来は１／２）は国が負担します。今後も保険料の改定が予定されていますが、国庫負担があることで、若者であっても平均では納付した額の1.7倍以上の年金が受け取れる計算となります。

■老後だけではなく "20歳"からしっかりサポート！

年金では、けがや事故によって障害が残った場合の障害年金や、一家の働き手を失った時の遺族年金で、万一の場合もサポートします。

■クレジットカード納付開始

今年２月から、クレジットカードによる国民年金保険料の納付が可能になりました。被保険者ご本人から事前にお申し込みが必要になります。

【クレジットカードで納付できる保険料】

○定額保険料：14,100円（平成19年度）
○付加保険料込みの定額保険料：14,500円（平成19年度）
○半年前納保険料
○１年前納保険料（クレジットカードによる１年前納・半年前納をされた場合、割引額は納付書で前納する額と同額になります）

３月の年金相談（社会保険事務所）

県内の社会保険事務所では下の日程で、年金相談窓口の休日開庁を実施します。ぜひご相談ください。

【鹿児島南、川内、加治木、鹿屋社会保険事務所】

実施日	年金相談受付時間
８日（土） ９日（日）	●土曜日・日曜日 午前９時30分～午後４時 ●平日　午前８時30分～午後７時

保険料の納付に困ったら…

経済的な理由等で国民年金の保険料を納められることが困難な場合には、申請により保険料の納付が免除される「保険料免除制度」があります。保険料が未納のままだと老後の年金だけでなく、若い時にも支給される障害基礎年金などが受けられない場合があります。納付に困ったら、早めにご相談ください。

●納付が困難な人のための『免除制度』

経済的な理由などで保険料の納付が困難な人は、申請して認められれば免除となります。申請免除には、全額免除（納付なし）、４分の３免除（４分の１納付）、半額免除（半額納付）、４分の１免除（４分の３納付）があります。

●30歳未満の人のための『若年者納付猶予』

本人と配偶者の所得が一定以下※の20歳以上30歳未満の人は、申請により保険料の納付を後払いにできます。
※単身の場合57万円（収入ベースで122万円）がめやすです。

●学生のための『学生納付特例制度』

本人の所得が一定以下※の学生は、申請により在学期間中の保険料を後払いにできます。

※扶養親族等がいない学生の場合、一般的な社会保険料控除を加えた所得のめやすは141万円です。

―― 毎年申請が必要です！ ――

免除・猶予・特例の承認を受けるためには、原則として毎年申請が必要です。全額免除と若年者納付猶予制度については、申請時に「継続申請」を希望すると、翌年からは本人の申請手続きが不要になります。

ねんきん特別便が順次送付されています

昨年12月から順次、「ねんきん特別便」が社会保険庁から発送されています。お手元に届きましたら、内容を十分に確認し、訂正がある場合は手続きを、訂正がない場合は確認はがきの発送をお願いします。